

消費税のリスク (所長: 奥村隆志)

消費税の改正が決まりました。3党合意ができた時点でもう決まりというムードになり、お客様へお配りする消費税改正特集の印刷物の発注も終えていたのに、最後に自民党が待ったをかけ、どうなることかはらはらしましたが、発注も無駄にならなくて済みました。

消費税は会計事務所泣かせの税目です。課税売上から課税仕入を引いて申告するだけだから単純だろうと思うと、落とし穴だらけになります。いわゆる益税と言われる「課税売上1000万円未満の免税事業者」や「課税売上5000万円以下の簡易課税制度」の適用は事業者が選択するか否かは任意ですので、課税売上よりも課税仕入が多く還付が見込まれる場合などは選択しないことが有利な場合もあり得ます。泣き所は、この判断を前期末までに行って税務署へ届出を出しておかないといけない点です。当期に入ってからシマッタと思ってダメなのです(正確にはいくつか事後対応策がとれるケースもあるのですが。)

法人税は基本的にどの事業年度に収益や費用を計上するかという期間帰属の問題ですので、税務調査で誤りを指摘されても翌年度以降にその戻りがあるケースが多いのですが、消費税は単年度勝負ですから取られたら取られっぱなし、そのインパクトは大です。今後税率がアップすればなおさらです。

先日の朝礼で、「ヒヤリ、ハット事例」をみんなで共有することを申し合わせたところですが、今後も「期末までに 翌期の 消費税届出の確認」を怠らないようにしていきます。

奥村隆志です。

6月から北村に代わり、弊法人全体の業務を代表させていただきます。お客様から信頼される会計事務所を目指してまいります。至らぬ点はぜひご叱咤賜れば幸いです。

なかなか、すべてのお客様と頻繁にお顔合わせできないため、私や職員が日ごろ考えていることをお伝えするために年4回程度ですが手作りの事務所通信をお送りさせていただくことにいたしました。あまり堅苦しくなく5分でお読みいただける内容にします。内容はともかく続けることが大切と、ハードルは低くまずは10号を目指します。

住宅取得資金等の贈与税の非課税措置の改正 (東森聡)

直系尊属からの住宅取得資金等の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の改正

改正のポイント

下表の措置を講じた上、適用期間が平成24年1月1日から平成26年12月31日まで(改正前 平成22年3月11日から平成23年12月31日まで)の3年間延長されました。

また、新たに住宅の床面積が5.0㎡以上、24.0㎡以下と設定されました。

非課税限度額(改正前 1,000万円)			
最初に贈与を受けた年	平成24年	平成25年	平成26年
エコ住宅・耐震住宅	1,500万円	1,200万円	1,000万円
以外の住宅	1,000万円	700万円	500万円

注1) エコ住宅又は耐震住宅とは、エネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋又は大規模な地震に対する安全性を有する住宅用の家屋として国土大臣が定める基準に適合した住宅です。

例えば、親から平成24年に住宅資金の贈与を1,200万円受け、上記の住宅を取得した場合は、 $1,200万円 - 1,000万円(非課税限度額) - 110万円(贈与税の基礎控除額) \times 10\% = 9万円(贈与税額)$ となります。

この特例適用を受ける場合は、受贈者が贈与を受けた翌年の2月1日~3月15日に贈与税の申告をする事が適用要件の一つでありますので、うっかり申告を忘れてしていると多額(320万円)の贈与税を納めなければならなくなりますので、くれぐれもご注意ください。

経営通信24年8月号に関連記事が掲載されていますので、併せてご確認ください。

今回の一文字 【纏(まとめ)】 (山本清一)

7月後半から8月中頃にかけてオリンピックが、
8月中頃から8月後半にかけて高校野球が開催されました。
結果はともかくとして、日本中が一つにまとまった感じがします。
皆さんも全社一丸となって、この厳しい環境を乗り越えていきましょう。



編集後記

今年の夏も暑かったですね。震災後の昨夏より、訪問先では扇風機を購入している企業が多くありました。しかし、停電になってしまったら、扇風機も使用できません。普段当たり前に使っている電気のありがたさやしみじみ感じます。(佐々木真樹)